

## 皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理（概要）

平成24年10月5日  
内閣官房

### 1 はじめに

本論点整理は、女性皇族の婚姻後の身分の問題に関して、広く国民に理解と関心を深めていただき、今後の議論に供するため、有識者ヒアリングにおいて示された論点や具体的方策を踏まえ、これまでの議論を整理・検討して公表するもの。

### 2 問題の所在

- 天皇陛下や皇族方は、戦没者の慰霊、被災地のお見舞いなど、様々な御活動を通じて、国民との絆をより強固なものとされている。
- 皇室典範第12条では、「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。」と規定されているため、現在の皇室の構成に鑑みると、女性皇族が、今後婚姻を機に、順次皇籍を離脱することにより皇族数が減少し、皇室の御活動を維持することが困難になる事態が懸念。

### 3 有識者ヒアリングにおける主な意見

有識者ヒアリングにおける主な意見を紹介。

### 4 検討に当たっての基本的な視点

検討に当たっては、以下のような視点に留意し、国民の理解と支持を得られるようにすることが重要。

- ① 皇室の伝統を踏まえながら、これまで形づくられてきた象徴天皇制度に整合的なものとする
- ② 皇位継承制度の在り方の問題に影響しないものであること  
国民の中に多様な意見があり、引き続き議論を深めていくことが適当なことから、男系男子による皇位継承を規定する皇室典範第1条には触れないことを大前提とする。旧11宮家の男系男子孫の皇籍復帰論については、皇位継承資格の議論につながるため、今回の検討対象とはしない。
- ③ 皇室の適正な規模と国民負担への考慮  
新制度の対象範囲等の検討に当たっては、皇室としての一体性という観点に留意しつつ、規模を適正な範囲にとどめ、財政支出を抑制。加えて、今回の検討は、御活動の在り方の基本を変更する特別な措置に関するものであることから、制度改正の対象範囲を極力最小限にとどめるため、内親王に限定することが考えられる。
- ④ 女性皇族の意思の反映と婚姻環境への配慮  
新制度を創設する場合は一律に適用せず、女性皇族御本人の御意思を反映できる仕組みとするとともに、婚姻の障害にならないよう配慮。

## 5 具体的な方策

有識者ヒアリングで示された具体的な提案について、以下のとおり整理し、検討。

### (I) 女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とする案

皇族数の減少に一定の歯止めをかけるとともに、皇室の御活動を御分担していただくことが可能となり、皇室の御活動を安定的なものとするができる。以下の2案に分かれる。

#### (I-A案) 配偶者や子に皇族の身分を付与する案

- ・配偶者や子にも皇族の身分は付与されるが、子は婚姻により、皇族の身分を離れる。
- ・家族が全て皇族であり、制度として簡明であるが、歴史上の前例はない。
- ・女性皇族の範囲は内親王に限定することが考えられる。

#### (I-B案) 配偶者や子に皇族の身分を付与しない案

- ・配偶者や子には皇族の身分は付与されない。
- ・家族内で身分に違いが生じることから、戸籍や夫婦の氏の取扱い、家族間における財産の授受、宮内庁の補佐体制の在り方等について、適切な措置が必要となる。
- ・女性皇族の範囲は内親王に限定することが考えられる。

### (II) 女性皇族に皇籍離脱後も皇室の御活動を支援していただくことを可能とする案

- ・皇室典範改正による称号の付与は困難。
- ・女性皇族は、皇族の身分を離れるが、国家公務員として公的な立場を保持し、皇室活動を支援していただく（その際、御沙汰により称号を賜うことは考えられないことではない）。
- ・皇籍離脱後も公的な立場を保持していただくこととなる女性皇族の範囲は、内親王に限定することが考えられる（皇族ではないため、摂政就任資格は無く、国事行為の代行もできず、皇族数の減少に歯止めをかけることはできない）。

#### (まとめ)

象徴天皇制度の下で、皇族数の減少にも一定の歯止めをかけ、皇室の御活動の維持を確かなものとするためには、I案について検討を進めるべきであるが、I-A案、I-B案それぞれ長所、短所があり、更なる検討が必要。また、いわゆる尊称保持案は実施困難だが、II案についても、併せて検討を進めることが必要。

## 6 終わりに

- 政府においては今後、本論点整理についての国民各層の議論を踏まえながら、検討を進める。
- なお、安定的な皇位継承の維持は、国家の基本に関わる事項であり、国民各層の様々な議論も十分に踏まえながら、引き続き検討していくことが必要。